

自治体戦略2040構想研究会 (第5回)

事務局提出資料

＜空間管理、治安・防災＞

平成29年12月
総務省自治行政局

衛星写真で見た都市の姿

○ 欧州の都市を見ると、市街地と非市街地の境がはっきりとしている。

伊勢崎市(約21万人)、本庄市(約8万人)
周辺



本庄市

ドイツ ライプツィヒ(約54万人)



デンマーク コペンハーゲン(約58万人)



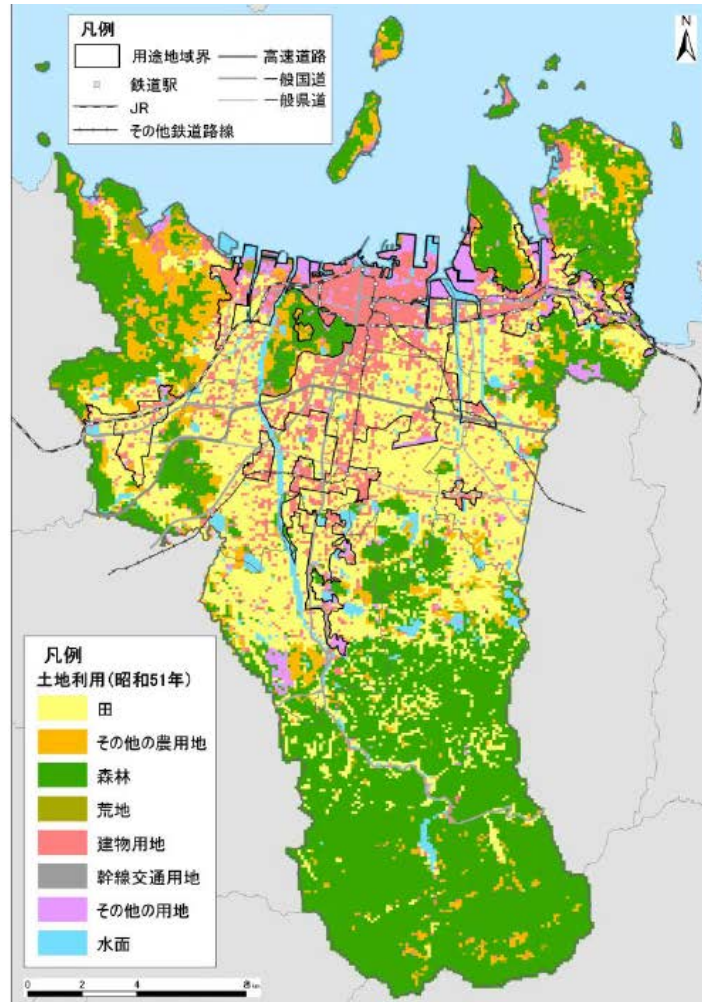
オランダ アムステルダム(約82万人)



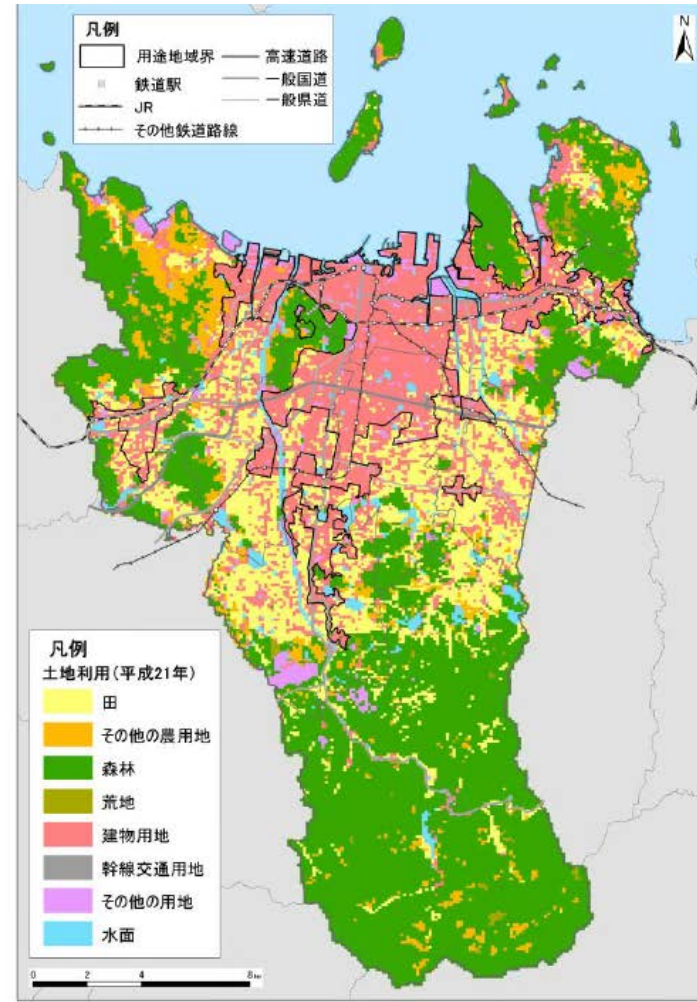
土地利用の変化

○ 高松市では、田・その他の農用地が減少し、建物用地に大幅に転換。

高松市の土地利用の変化



昭和51年

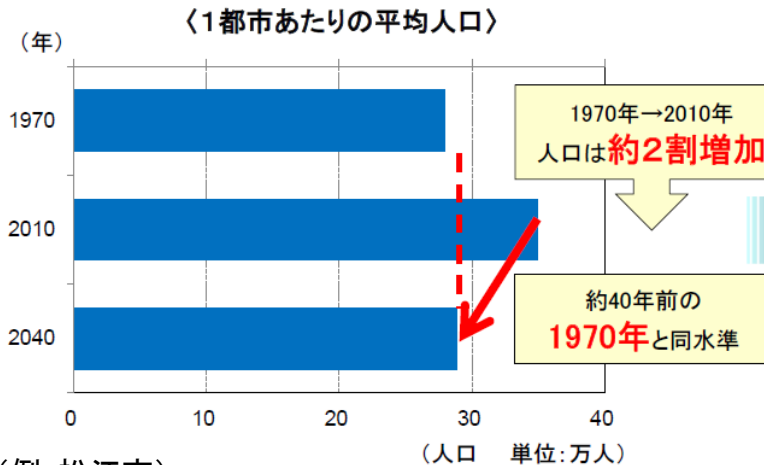


平成21年

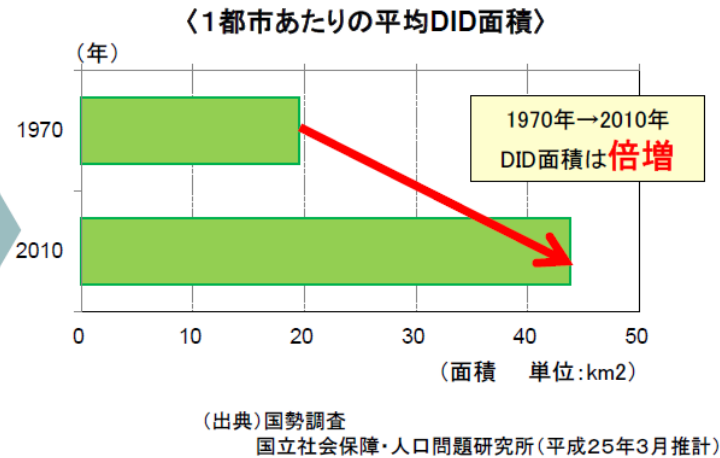
DID(人口集中地区)面積の拡大

- 県庁所在地のDID(人口集中地区)面積は、人口の伸びを上回るペースで拡大し、DID人口密度は低下している。 ※DID:人口密度1km²当たり4,000人以上の基本単位区が隣接し、隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地域
- 人口の拡散によりDID面積は拡大したが、人口密度の低下が続くと最終的に消滅に至る。

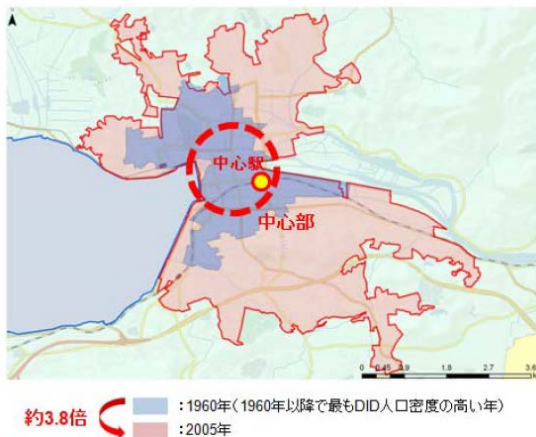
県庁所在地の人口の推移
(三大都市圏及び政令指定都市を除く)



県庁所在地のDID面積の推移
(三大都市圏及び政令指定都市を除く)

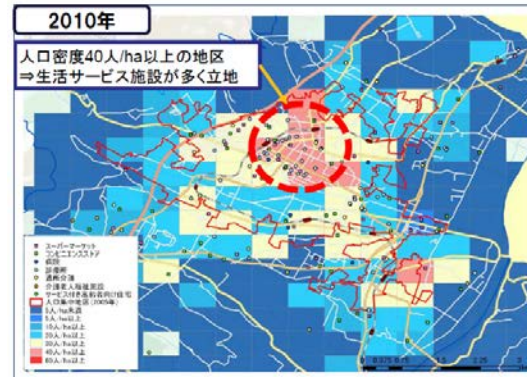


DID地区の推移(例:松江市)



DID (Densely Inhabited District): 人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区が隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

〈地方都市における人口密度低下のイメージ〉



現在のトレンド
のまま人口密度
が低下すると



都市のスポンジ化

- 人口減少等の急速な進行に伴い、多くの都市で、空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が顕在化しつつある。
- このままの状態が放置されれば、コンパクトシティや中心市街地活性化のボトルネックとして、加速度的に都市の衰退を招くおそれも懸念される。

○都市のスポンジ化への対応の必要性

都市のスポンジ化とは

都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態を言う。

都市の魅力が低下することで、サービス産業の生産性の低下、行政サービスの非効率化、まちの魅力、コミュニティの存続危機など、様々な悪影響を及ぼすことが懸念される。

○都市のスポンジ化がもたらす課題

■都市の低密度化

- 生活利便性の低下
- 行政サービス、インフラの維持管理、既往の投資の非効率化

■空き地・空き家等の大量発生

- 治安、景観、居住環境の悪化、災害危険性の増大



雑草の繁茂

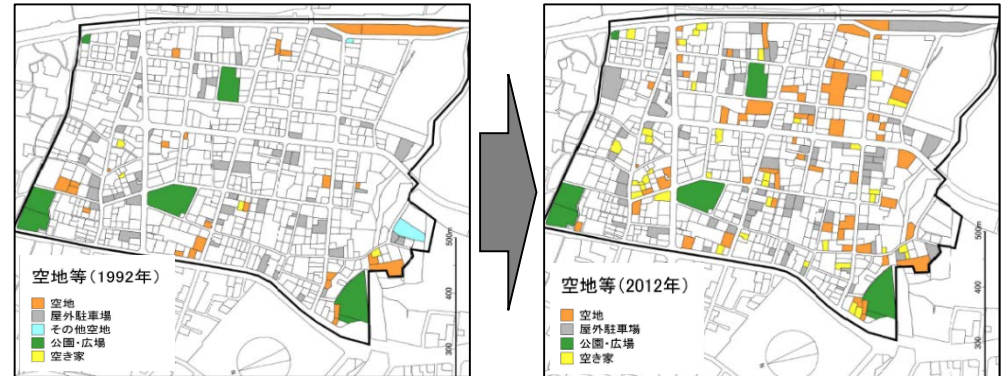


廃材の堆積

■中心部における土地の低未利用

- 都市全体の機会損失
- 郊外への需要流出

20年における空き地等の分布の変化



出典:国土交通政策研究所「空地等の発生消滅の要因把握と新たな利活用方策に関する調査研究」

○空き家・空き地の発生過程例

- 親の死亡により住居を相続するも、自身にも居宅があり、当面利用予定もないことから、空き家としておく場合
- 高齢化した商店主が閉店するも、経済的に困っていないなどの理由から積極的に売却・賃貸せず、空き店舗のままとしておく場合
- 土地所有者が節税等の観点から空き地等を活用してアパートを建設・経営するも、入居者が埋まらず、空き家となっている場合
- 郊外部の戸建住宅団地において、分譲時、転出時に買い手が見つからない等により空き地・空き家となっている場合。特に、このような開発団地は住民の多くが同世代であることが多く、高齢化とそれに伴う空き家・空き地の発生が一気に進む傾向がある。

出典:国土交通省都市局「都市のスポンジ化について(平成29年2月15日)」、
都市計画基本問題小委員会 中間取りまとめ概要「都市のスポンジ化への対応」をもとに作成

所有者不明土地の割合

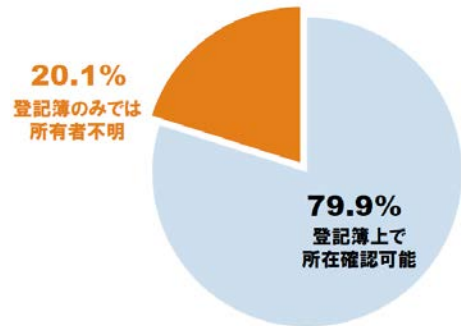
○「所有者不明土地問題研究会」によれば、全国で410万ha(20%)の土地が所有者不明となっており、九州の土地面積と同水準にある。

○現在の所有者不明土地の探索が行われないとすると、2040年には約720万haに。(参考:北海道本島の土地面積:約780万ha)

○所有者不明土地の量的把握

サンプル調査<地籍調査(国土交通省)>

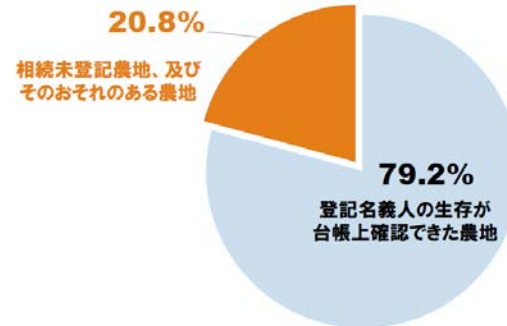
平成28年度地籍調査(563市区町村における計622,608筆)において、登記簿上の所有者の所在が不明な土地は**20.1%**



※ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

農林水産省による既往調査

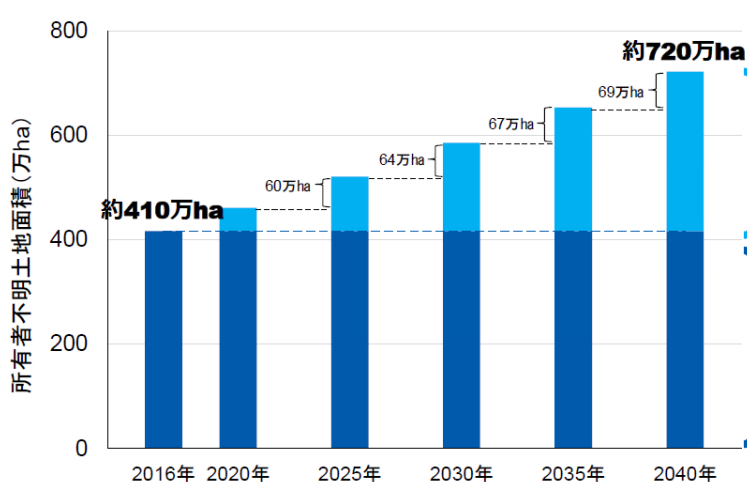
相続未登記農地、及びそのおそれのある農地の面積合計は93.4万ha。全農地面積(447万ha)の**20.8%**に該当



※「相続未登記農地」登記名義人が死亡していることが確認された農地。

※「相続未登記のおそれのある農地」住民基本台帳上ではその生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある土地。

出典:一般財団法人国土計画協会「所有者不明土地問題研究会中間整理～所有者不明土地はどれだけ存在し、何が問題なのか議論の前提となる実態把握からのアプローチ～(平成29年6月)」をもとに作成



新規の発生が予測される所有者不明土地面積:約310万ha

<定義>
□ ここでの「所有者不明」は、「土地の相続登記意向に関するアンケート調査」の結果、①相続し登記する、②相続し売却する、③相続するが登記しない、④相続自体を放棄する、のうち、③または④と回答し、相続未登記が想定される場合を計上。

<推計方法>
□ 上記アンケート調査結果から得られた2020年、2030年、2040年の相続未登記率と、2040年までの死亡者数(予測)を活用して、相続未登記筆数を推計。

□ 上記に、平成28年度地籍調査から得られた「筆数あたりの土地面積(平均)」を乗じて、所有者不明土地面積を推計。

2016年時点で存在している所有者不明土地面積:約410万ha

<定義>
□ ここでの「所有者不明」は、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

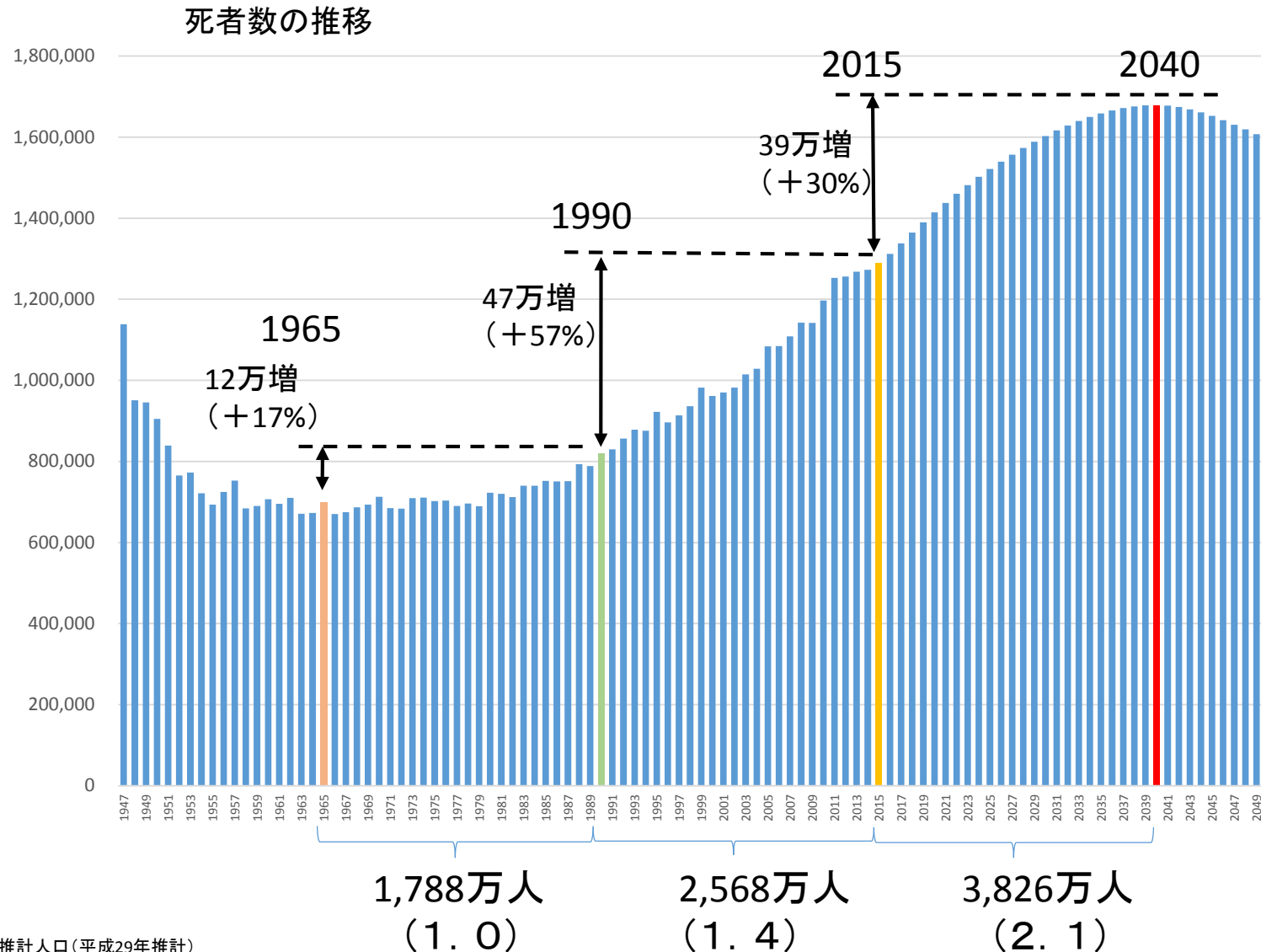
<推計方法>
□ 平成28年度地籍調査の対象地域における、所有者不明率を「総人口、65歳以上死亡者数との相関関係」によって全国の市区町村に拡大推計。
□ 地帯別(宅地、農地、林地)の土地面積に、それぞれの所有者不明率を乗じて推計。
□ 地帯別の土地面積は、各省の各種統計資料を組み合わせて算出したもの(地帯毎の私有地面積)に、個人保有の比率を乗じて推計。

※ここでの対象は、「所有者台帳(不動産登記簿等)」により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地であり、別途調査をすれば判明するケースも多く、対象地全てが直ちに問題というわけではない。

※出典:一般財団法人国土計画協会「所有者不明土地問題研究会(第3回 H29.10.26)」資料1より作成

相続の機会の増加

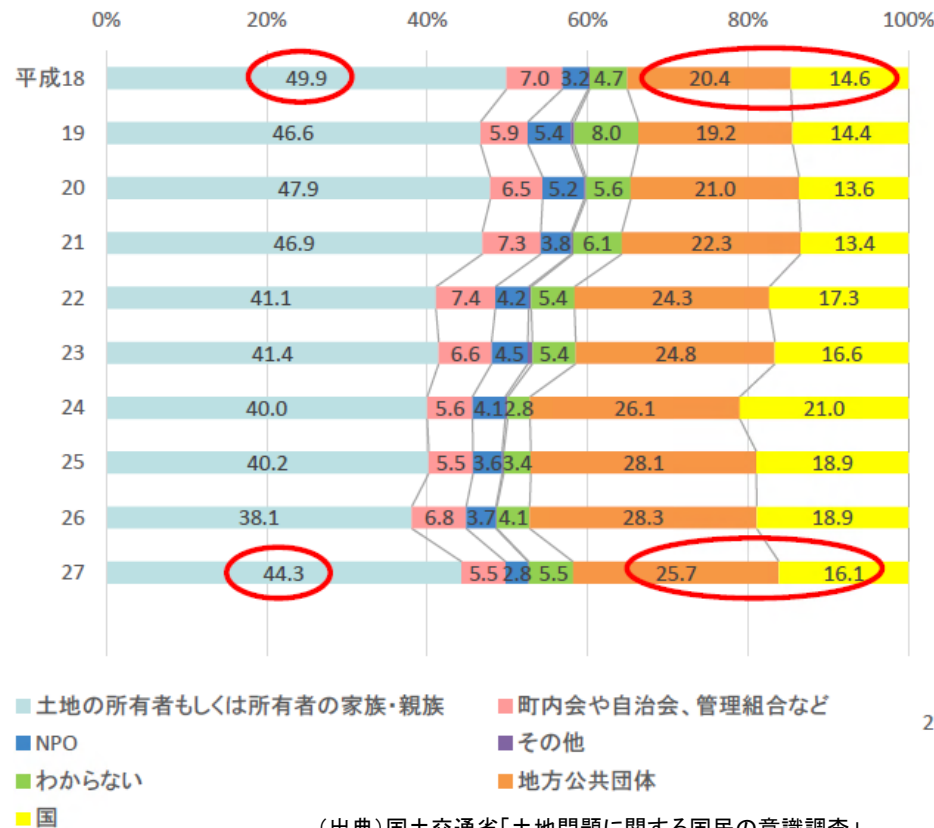
○今後、相続の機会は増加する。2015年～2039年の死者数は1965年～1989年の2倍以上に。



国民の土地に対する意識の変化

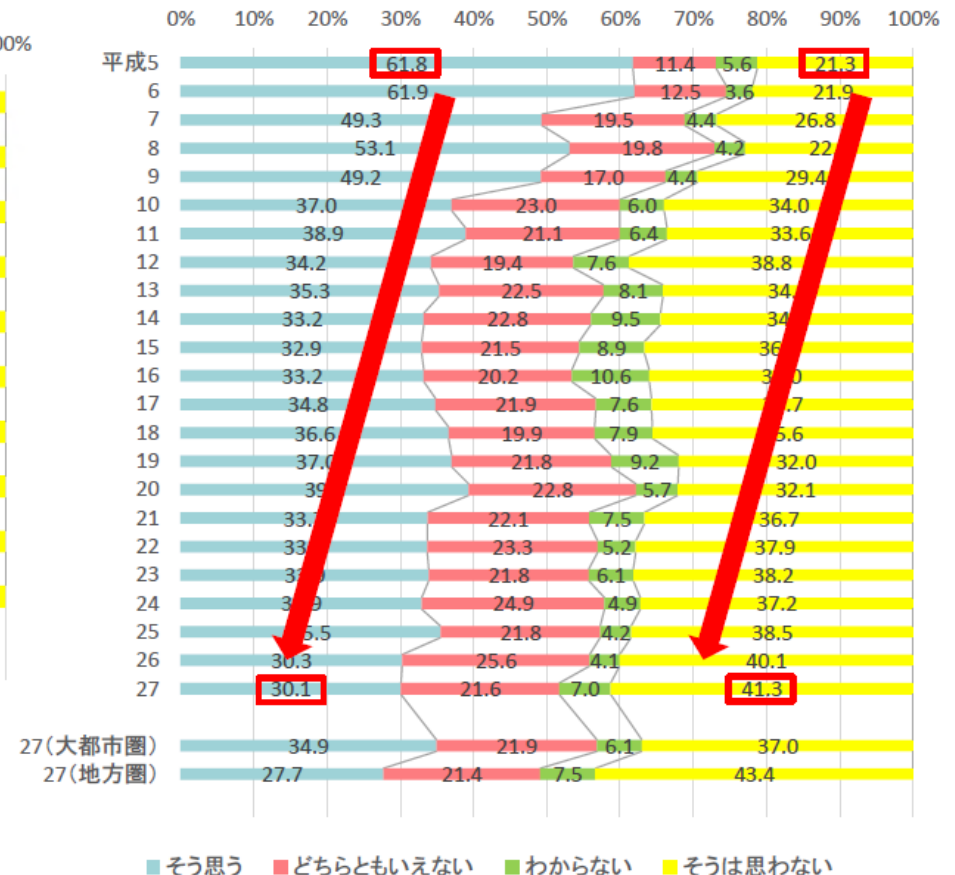
- 利用されない土地を管理すべき責任者は「地方公共団体・国」と考える人の割合が増加している。
- また、「土地は預貯金や株式などに比べて有利な資産か」という質問に対し、「そう思う」と答えた人の割合は平成5年度調査においては6割を超えていたが、平成27年度調査においては、調査開始以来最低となる30.1%に低下。大都市圏よりも地方圏で「そうは思わない」と回答した割合が高くなっている。

利用されない土地を管理すべき責任者



(出典)国土交通省「土地問題に関する国民の意識調査」

土地は預貯金や株式などに比べて有利な資産か



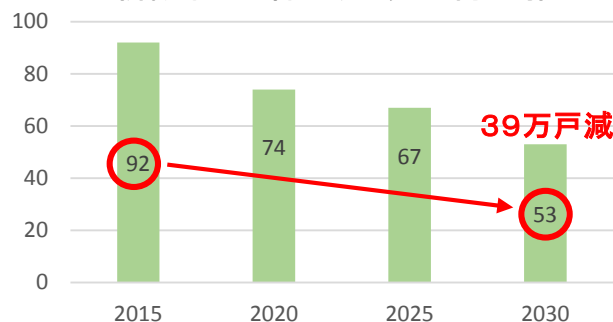
(出典)国土交通省「土地問題に関する国民の意識調査」

空き家数の将来予測(民間シンクタンクによる推計)

- 新設住宅着工戸数の減少(39万戸減)を上回るスピードで世帯数が減少(217万世帯減)。
- 既存住宅の除却や、住宅用途以外への有効活用が進まなければ、2033年の総住宅数は約7,100万戸へと増大し、空き家数は約2,170万戸、空き家率は30.4%に上昇するとの推計がある。
- 都道府県毎の空き家の状況については、概して地方圏において空き家率が高くなっている。

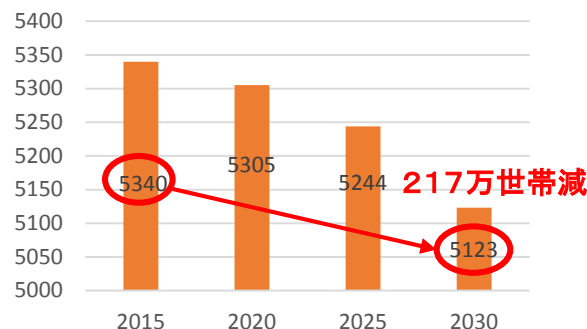
新設住宅着工戸数及び世帯数の将来推計

(単位: 万戸) 新設住宅着工戸数の将来推計



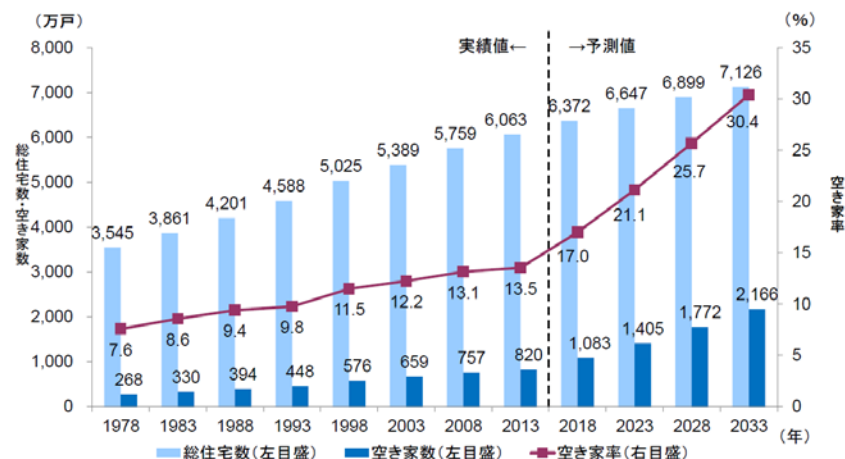
出典) 野村総合研究所 NEWS RELEASE(2015年6月22日)

(単位: 万世帯) 世帯数の将来推計



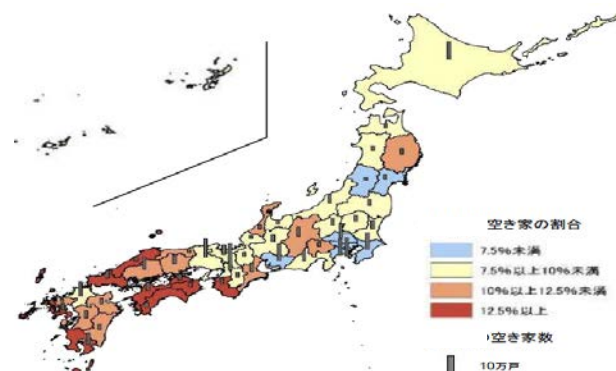
出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013(平成25)年1月推計)

総住宅数、空き家数及び空き家率の実績と予測結果



出典) 実績値は、総務省「平成25年住宅・土地統計調査」。予測値は野村総合研究所 NEWS RELEASE(2015年6月22日)

空き家の割合(空き家率)(平成25年)



(出典) 総務省「平成25年住宅・土地統計調査」

(注1) 空き家率 = 「その他の住宅」の空き家戸数 / 持家ストック

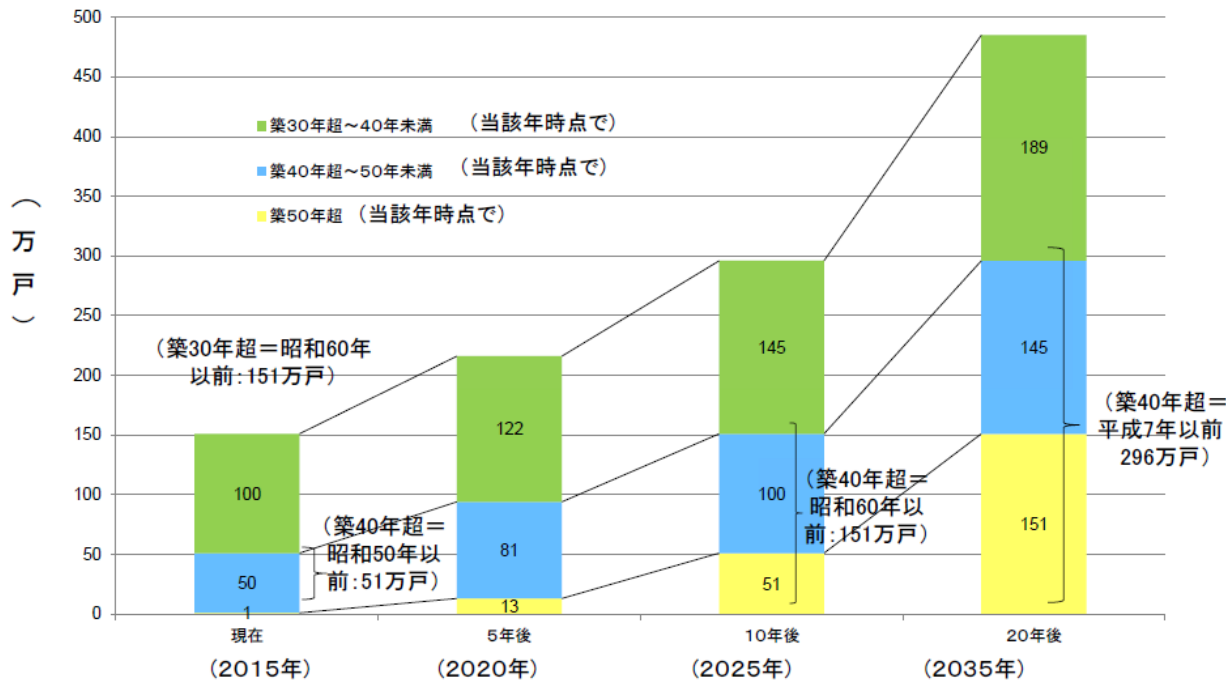
(注2) 「その他の住宅」とは、別荘等の二次的住宅や賃貸用又は売却用の住宅を除いたもの

(注3) 持家ストック = 居住世帯あり持家 + 売却用空き家 + 二次的空き家 + 「その他の住宅」の空き家

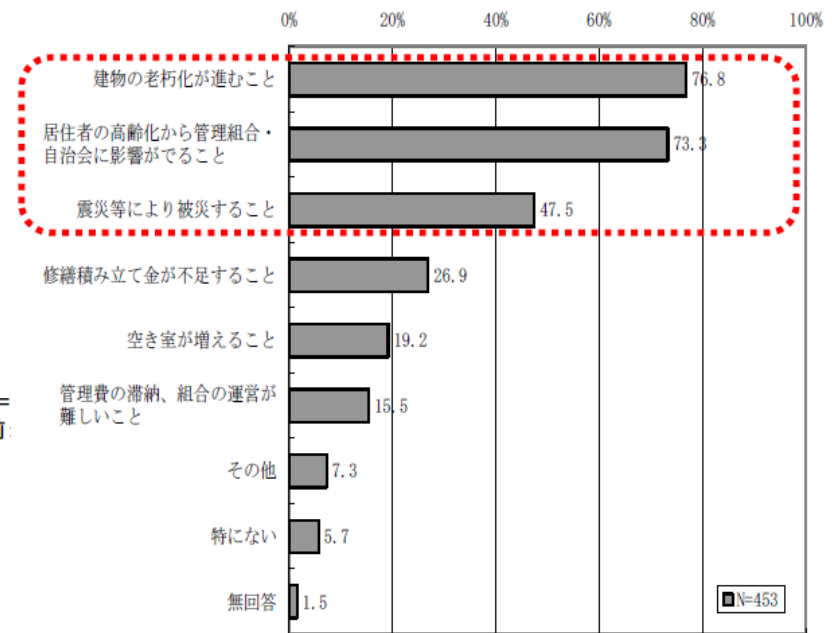
分譲マンションの建築時期別ストック数

- 築後40年超のマンションは現在51万戸であり、10年後には3倍の151万戸、20年後には6倍の296万戸となるなど、今後、老朽化マンションが急増する見込み。
- 管理組合では、「建物の老朽化が進むこと」、「居住者の高齢化から管理組合・自治会に影響が出ること」への不安が強い。

築後30、40、50年超の分譲マンション数



□管理を続けていく上での不安（管理組合回答）



※現在の築50年超の分譲マンションの戸数は、国土交通省が把握している築50年超の公団・公社住宅の戸数を基に推計した戸数
 ※5年後、10年後、20年後に築30、40、50年超となるマンションの戸数は、建築着工統計等を基に推計した平成26年末のストック分布を基に、10年後、20年後に築30、40、50年を超える戸数を推計したもの

都市計画制度の沿革

- 新都市計画法は、高度経済成長期に都市のスプロールを防止するため制定された。
- 伝統的な線引き・開発許可制度は、人口増加・都市の拡大を前提に構築されてきた。

～新都市計画法制定時の状況（建設省「昭和42年国土建設の現況」）～

大都市部周辺部などでは、市街地の計画がまったくないような地域に、道路、下水道など、市街地として必要な最低限度の都市施設を備えないような不良な市街地が単発、散落的に形成され、生活環境の悪化を招いているとともに、これに対し追従的な公共投資を余儀なくされ、投資効率の低下を招いている。このような単発的開発によるいわゆるスプロール現象は、

- ✓ 市街地の開発が地価の動向にひきまわされたため、市街地の拡大に計画的な方向を与えられなかった
- ✓ わが国の生活水準が欧米先進国に比べて低く、必要最低限度の都市施設の備わっていない土地も宅地として市場性を持ちえる
- ✓ 半完成品的な宅地に対しても所要の公共施設を追いかけて整備することが、公共の責任に転嫁されている

など、わが国の社会的、経済的な背景に起因するところが大きい。現行制度において、市街地を計画的に誘導する法的手法にかけていることが直接の原因。スプロールを防止するためには、広域的な見地から総合的な土地利用計画を確立し、土地の利用は公共の福祉のために、相当の制約を受けるべきであるとの基本理念に立って強力な規制、誘導、助成の措置を講ずる必要がある。このため、現在、宅地開発許可制度、市街地化地域および市街化調整地域の区分などを内容とする新都市計画法の制定を検討中である。

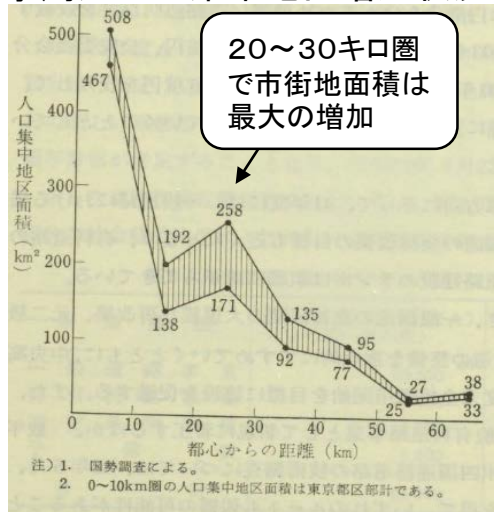


新都市計画法制定時(1968年)の状況

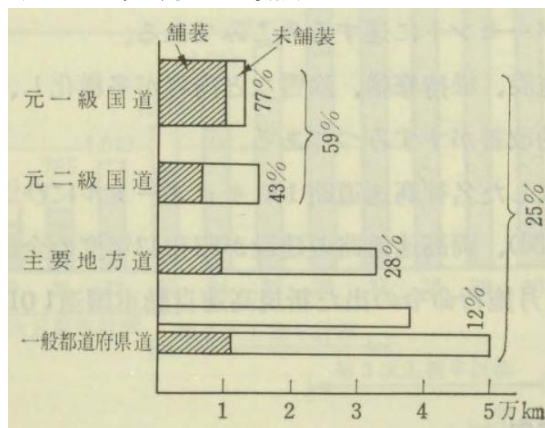
- 高度経済成長に伴い、わが国では、ドイツやイギリスに比べ、都市化が急速に進んだ。
- 新都市計画法制定時、農村から都市へ大量の人口が移動。急速な都市化への対応が課題。

1960→1965 市街地面積:19%拡大 市街地人口:16%増加

東京周辺人口集中地区増加状況

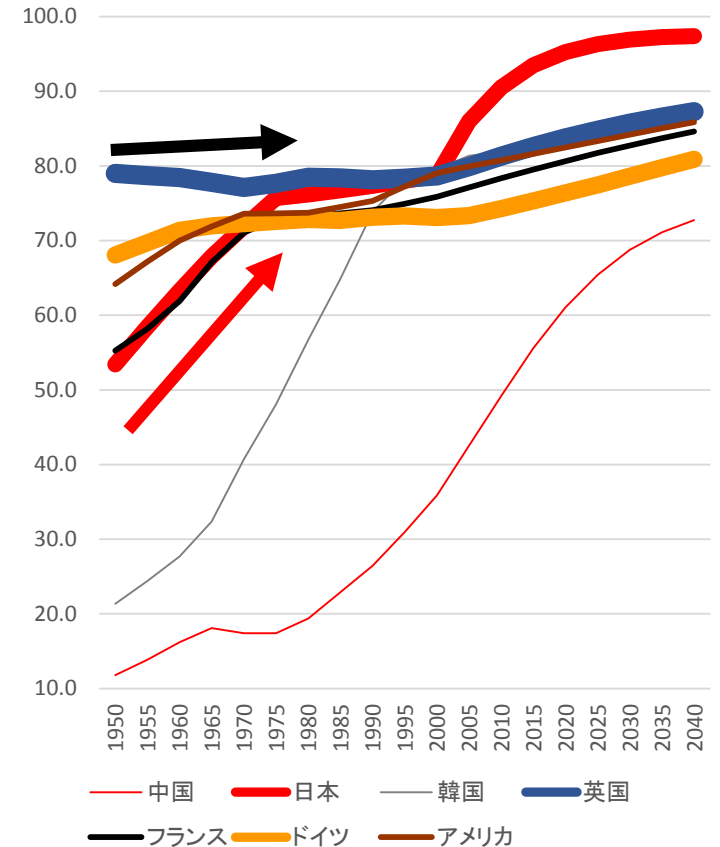


国道、都道府県道の舗装率 (1966年4月1日時点)



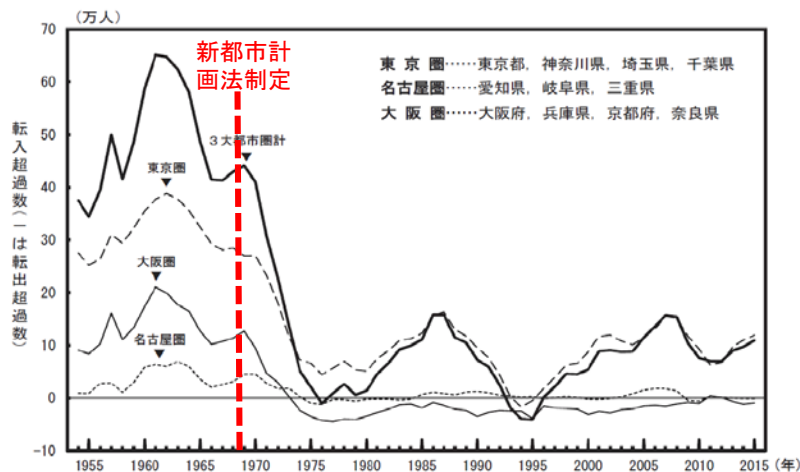
※出典:建設省「昭和42年国土建設の現況」

「都市的地域(urban areas)」居住人口比率



※出典:United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, World Urbanization Prospects; the 2014 revision

三大都市圏の転入・転出超過数の推移



※出典:総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

都市のコンパクト化

○ 人口減少への対応のため、拡散した市街地をコンパクト化し都市の持続性を確保する「集約型都市構造化」に取り組んでいる。誘導策による中長期的な取組であり、継続的に取り組む必要。

人口増加（都市化・経済拡大）が前提

- 区域区分（市街化区域・市街化調整区域）
- 市街地開発事業（土地区画整理事業など）
- 容積率規制緩和の各種手法

人口減少局面

- 都市への（絶対的な）人口の流れが止まる
- 各種の社会基盤・公共施設の必要性も低下
- 土地や床に対する需要も全体としては低下傾向



※出典：経済産業省「第4回地域経済研究会 瀬田大阪市立大学大学院准教授提出資料」から作成

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- ・外から内（まちなか）への移転に係る買換特例 **税制**
- ・民都機構による出資等の対象化 **予算**
- ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

○公的不動産・低未利用地の有効活用

- ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

◆歩いて暮らせるまちづくり

- ・附置義務駐車場の集約化も可能
- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- ・歩行空間の整備支援 **予算**

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- ・区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**



公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

※出典：国土交通省「都市再生特別措置法等の改正について」から作成

立地適正化計画策定の広域連携

- 姫路市(連携中枢都市)は、連携中枢都市圏を構成する沿線市町村と、「立地適正化の方針」を策定。
- 立地適正化計画は個々の市町村が策定。隣接する福崎町の立地適正化計画では、「高次都市機能については、姫路市の中心拠点区域と連携して機能を確保」する旨記載。

【兵庫県姫路市・たつの市・太子町・福崎町】

背景・課題

- ・人口減少・高齢化を背景に、鉄道路線を軸として沿線自治体が必要な都市機能を分担・連携することの必要性が増大。
- ・平成27年以降、沿線自治体や交通事業者からなる勉強会・協議会を設立し、各都市の役割分担や連携のあり方について検討。

2市2町による「中播磨圏域の立地適正化の方針」の策定

- ・平成29年3月、姫路市、たつの市、太子町、福崎町の2市2町(人口計67万人)により、広域的な立地適正化の方針を策定。
- ・広域的な都市機能の集積を図るべき地区を姫路駅周辺、その他の地域的な都市機能の集積を図るべき地区を各拠点に設定し、現状の施設立地状況を踏まえつつ、役割分担を整理。

【都市機能の役割分担と連携(都市機能集積地区の位置づけ)】

広域都市機能集積地区(姫路駅周辺)

姫路駅前に大規模店舗、医療系専門学校を誘致、民間病院と公営病院を統廃合等により、高度で多様な都市機能の強化を図るとともに、国際競争力の強化や県を代表する顔としてふさわしい風格のある都市空間の形成を図る。

地域都市機能集積地区

広域都市機能集積地区と連携しつつ、広域行政機関(国県機関)、高度医療施設、大規模商業施設等の高度な都市機能を役割分担し、維持・充実に図る。
また、他の地区との距離を勘案した配置や、連携による相互補完についても考慮する。

姫路市(姫路駅周辺)

姫路市(飾磨駅、野里駅、網干駅、山陽網干駅、広畑駅、夢前川駅、はりま勝原駅 等)
たつの市(本竜野駅・市役所周辺、竜野駅 等)
太子町(役場周辺)
福崎町(福崎駅、役場周辺)

<高次都市機能増進施設の設定及び役割分担>

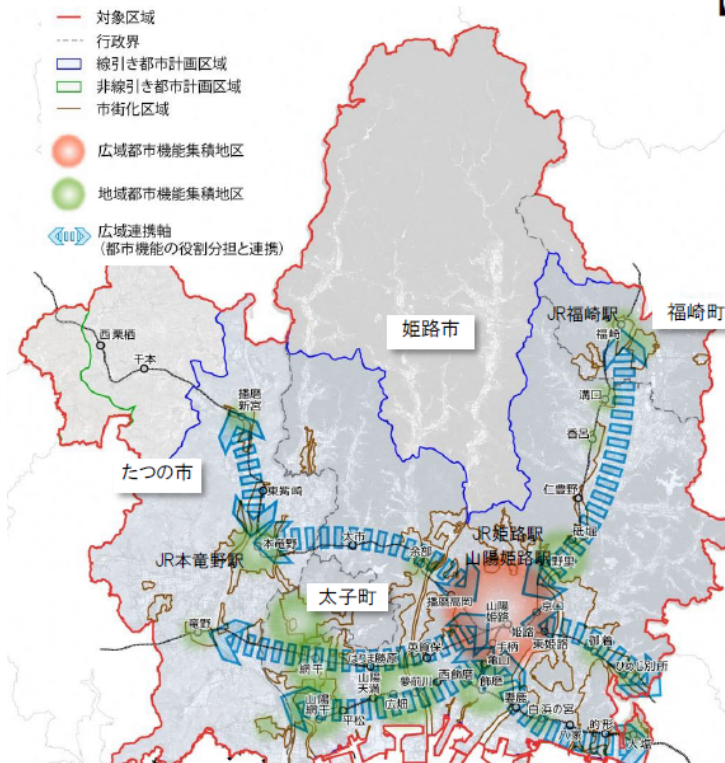
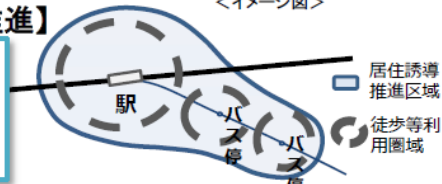
分野	高次都市機能	役割分担	分野	高次都市機能	役割分担
医療機関	三次救急医療機関(救命救急センター)	姫路市	文化施設	図書館・美術館・博物館等	相互補完
	二次救急医療機関	姫路市・たつの市	スポーツ施設等	体育館	相互補完
教育機関	大学	姫路市・福崎町		総合公園	姫路市・たつの市・太子町
	短期大学	姫路市		主要コンベンション施設	姫路市
	専修学校	姫路市	商業施設	百貨店、大型SC等	姫路市・たつの市
	高等学校	相互補完			

【公共交通利便性の高い区域への居住推進】

居住誘導推進区域

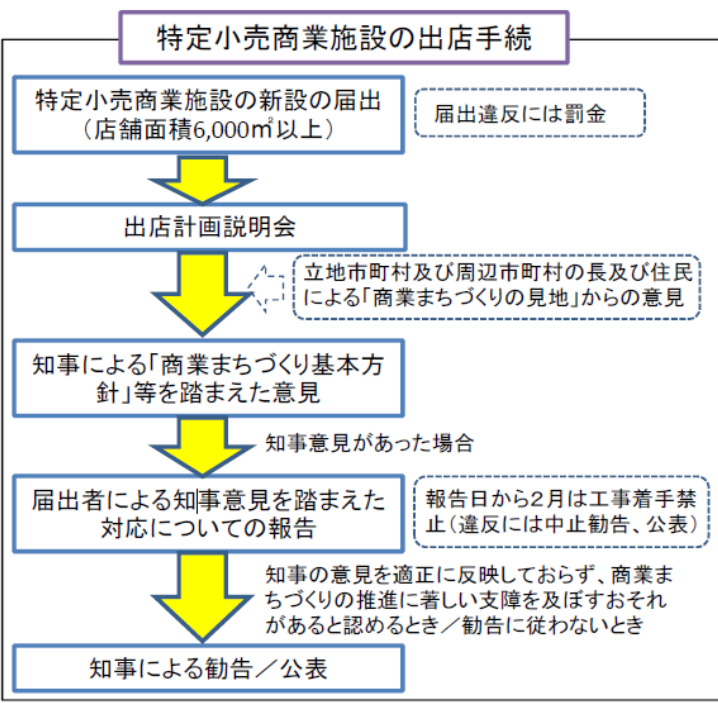
- ・鉄道駅等周辺に集積する広域・地域都市機能の利便性を活かした居住の推進を図る区域を設定。
- ・鉄道駅からの徒歩圏や、鉄道駅にバス利用でアクセス可能な圏域を基本として区域を設定。

<イメージ図>

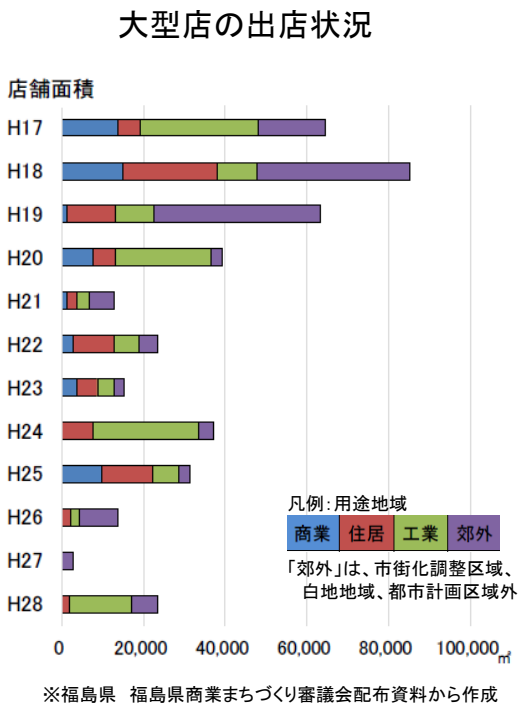


広域的観点からの商業集積の取組

- 福島県は、「福島県商業まちづくりの推進に関する条例（H18.10施行）」により、7つの生活圏ごとに人口や都市機能が集積された市町村に、商業施設（店舗面積6000㎡以上）の立地を促進。
- 条例制定後、郊外への大型店の立地は減少。また、1店舗当たりの店舗面積は条例施行前の半分程度になっている。



- 商業まちづくり基本方針のポイント**
- 7つの生活圏ごと（県内の地域ごと）に人口や都市機能が集積され、商業の集積を図る必要がある市町村への立地を促進。
- 1. 誘導する市町村（以下の要件をすべて満たす市町村へ立地を誘導）**
- ① 県の新長期総合計画等において商業を集積させる方針を明記していること
 - ② 中心市街地活性化法第9条に規定する基本計画を定めていること、又は、基本方針に基づく基本構想を定めていること
 - ③ 都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域又は近隣商業地域があること
 - ④ 福島県消費購買動向調査において広域型商圏都市又は地域型商圏都市に分類されていること
 - ⑤ 国勢調査の人口集中地区（DID）があること
 - ⑥ 鉄道やバスなどの公共交通機関等の結節点があり周辺の市町村からのアクセスが容易であること
- 2. 誘導する地域（上記市町村において、以下の優先順位に基づく地域へ立地を誘導）**
- ① 中心市街地内の商業地域又は基本構想で定める特定小売商業施設を誘導する地域内の商業地域
 - ② 中心市街地内の近隣商業地域又は基本構想で定める特定小売商業施設を誘導する地域内の近隣商業地域



※出典：経済産業省 産業構造審議会 中心市街地活性化部会（第1回）配布資料（H25.2.15）

福島県内の大型店の出店状況

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	12	16	11	12	5	11	7	11	11	4	2	9
うち6,000㎡以上の件数	3	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
店舗面積合計	62,161	85,267	63,375	38,796	12,688	23,500	15,082	37,030	31,446	13,666	2,680	23,507
1店舗あたりの店舗面積	5,180.1	5,329.2	5,761.4	3,233.0	2,537.6	2,136.4	2,154.6	3,366.4	2,858.7	3,416.5	1,340.0	2,611.9

※出典：福島県 平成28年度第1回福島県商業まちづくり審議会配布資料

○ 平成28年度は、平成29年2月28日現在。

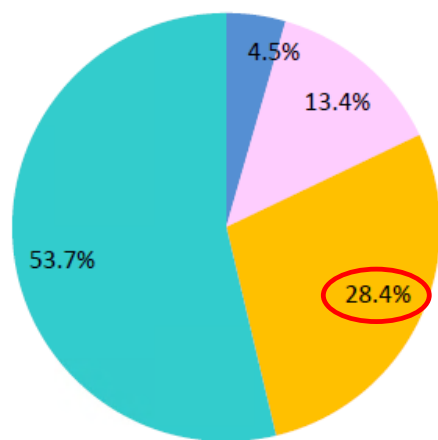
大規模集客施設等の立地に係る広域調整

- 中心市街地活性化基本計画の認定を受けるためには、大規模集客施設について一定の立地制限が必要。認定を受けた市では、相対的に隣接市町村への立地が進む事態も発生。

※大規模集客施設：床面積1万㎡超の店舗、映画館等。

- 近接する自治体の郊外部で大規模集客施設が立地し、生活環境やコンパクトシティの取組などに重大な影響を及ぼしかねないと認められる事例も見られる。

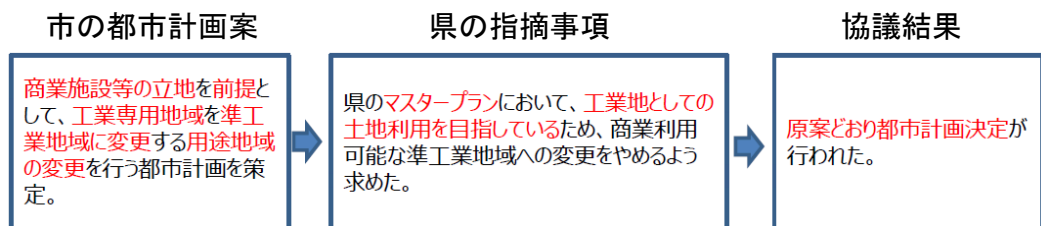
中心市街地活性化基本計画の認定市
への大規模集客施設の立地状況



- 相対的に中心市街地内(中心部)への立地が進んだ
- 相対的に中心市街地外(郊外)の自市町村内への立地が進んだ
- 相対的に隣接市町村への立地が進んだ
- 自市町村内及び隣接市町村への立地はない

※出典：産業構造審議会中心市街地活性化部会(第2回)
平成24年度実施経済産業省アンケート調査
調査対象：中心市街地活性化基本計画認定110市
(うち、82市からの回答結果より作成)

調整が行われなかったケース



調整が行われたケース

<富山県の事例>

- 富山市では、高速ICや国道に隣接する市街地調整区域内のエリアについて、従来から、工業系、商業系等の企業誘致に努めてきたところ、2012年に大規模商業施設の誘致が具体化するに至った。
- 当該エリアの地区計画の策定に係る射水市と県との協議に際して、県は、関係市に対して意見聴取を実施。
- 射水市に隣接する富山市は、コンパクトなまちづくり及び中心市街地活性化に大きな影響が生じることから、反対の意見を表明。その他の隣接市は、他市の政策を尊重する考えや自市のまちづくりへの影響は大きくないという判断から、異存なしとの意見を表明。
- 県は、富山市の意見も勘案し、射水市に対して地区計画の区域を当該商業施設の立地に必要最小限の範囲とするよう助言。結果として、射水市は地区計画案を当初の33haから11haに縮小した上で決定した。(2013年12月)



※出典：国土交通省「都市計画基本問題小委員会 第1回配布資料」

固定資産税の減額措置による居住誘導区域への誘導

- サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)に係る固定資産税の減額措置について、居住誘導区域の内外で減額割合にメリハリをつけることにより、適正立地を促進する事例もみられる。

サ高住適正立地促進税制(新潟市)

サ高住に係る固定資産税の減額措置

【現行】

新築後5年間2／3減額

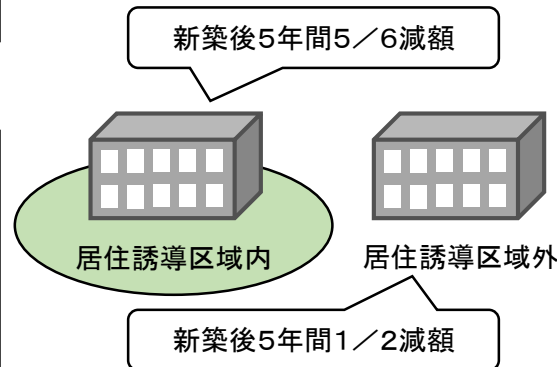


【改正後】(H30.4.1新築分から)

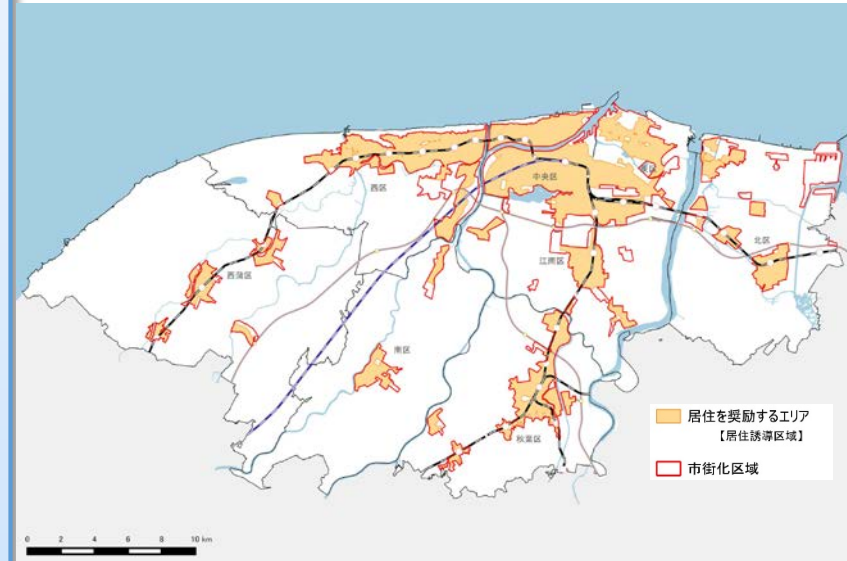
居住誘導区域内：
新築後5年間5／6減額

居住誘導区域外：
新築後5年間1／2減額

《改正後のイメージ》
～サ高住適正立地促進税制～



※ 地方税法上、当該措置の減額割合は1／2～5／6の範囲内とされている。



新潟市立地適正化計画における居住誘導区域(新潟市)

居住誘導区域の位置付け

都市計画区域	市街化区域	計画的な市街化を図る区域
	居住誘導区域	将来にわたり居住の柱となる区域
	都市機能誘導区域	都市生活に必要な機能(医療、福祉、商業等)の集積を図る区域
	上記以外	既存の都市基盤を活かした暮らしを続ける区域
	市街化調整区域	市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域

《サ高住に係る減額措置のその他の適用要件》

- ①床面積：30㎡以上／戸
(共用部分を含む。)
- ②戸数：10戸以上
- ③補助：国等からサ高住に対する建設費補助を受けていること
- ④構造：主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること等

集落・集団の移転等を促進する事業の例

過疎地域集落再編整備事業

H25年度～H29年度実績:41件

【目的】

過疎地域市町村を対象に、過疎地域における集落再編を図る取組を支援。

【事業の種類】

① 定住促進団地整備事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する経費に対して補助を行う。

② 定住促進空き家活用事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する経費に対して補助を行う。

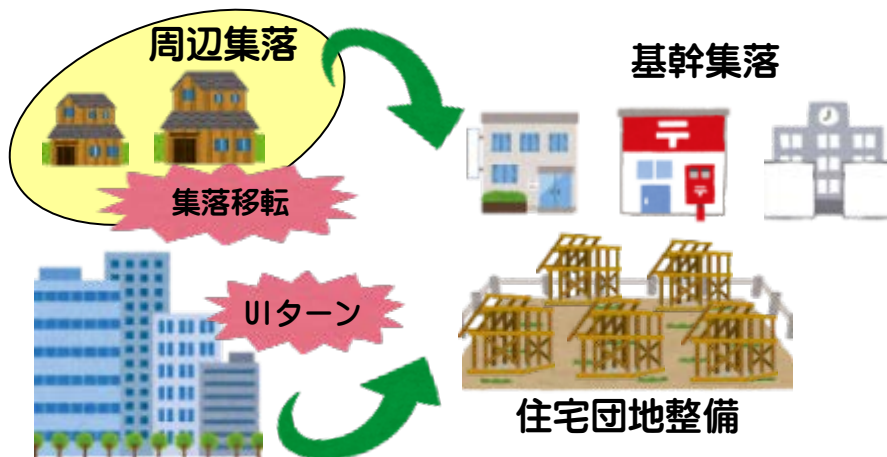
③ 集落等移転事業 ※S63年度以降:実績5件

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるための経費に対して補助を行う。

④ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に居住等することを目的に、団地を形成する経費に対して補助を行う。

【定住促進団地整備事業のイメージ】



防災集団移転促進事業

H29.1時点の全体計画地区数:331(うち着工329、完了303)

【目的】

住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図る。

【事業計画の策定等】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域

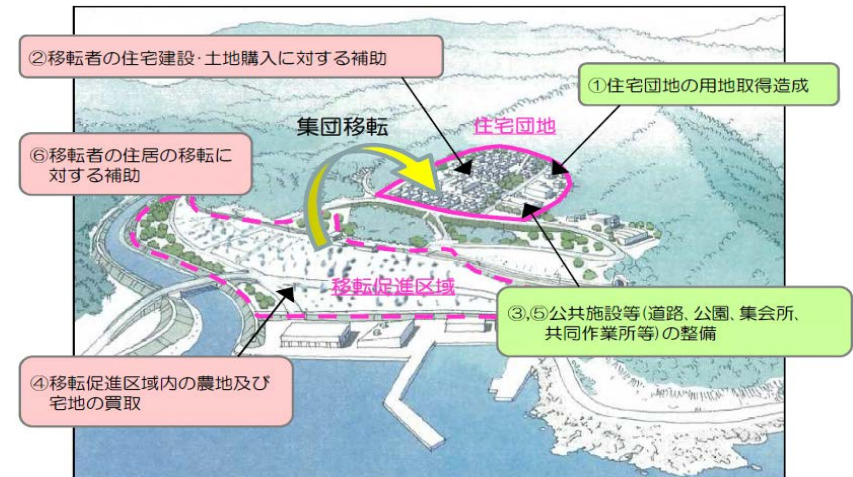
住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進することが適当であると認められる区域

※ 事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として建築禁止である旨を条例で定める。

住宅団地の規模

10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数)の規模であることが必要

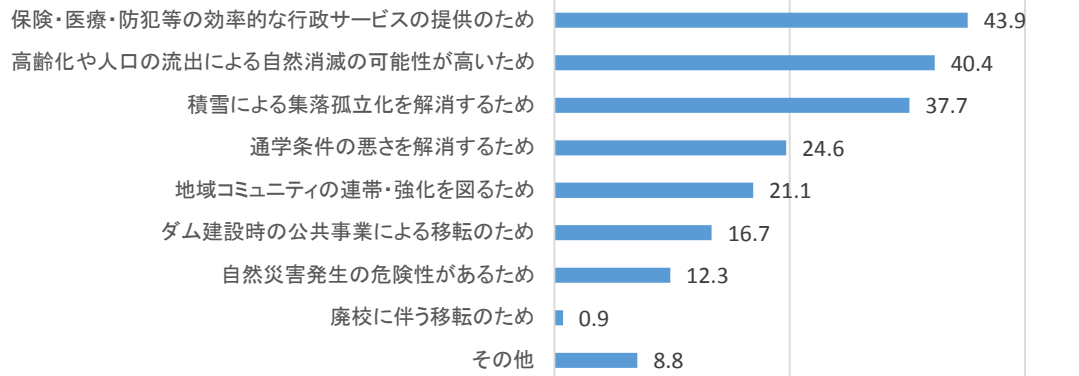
【防災集団移転促進事業のイメージ】



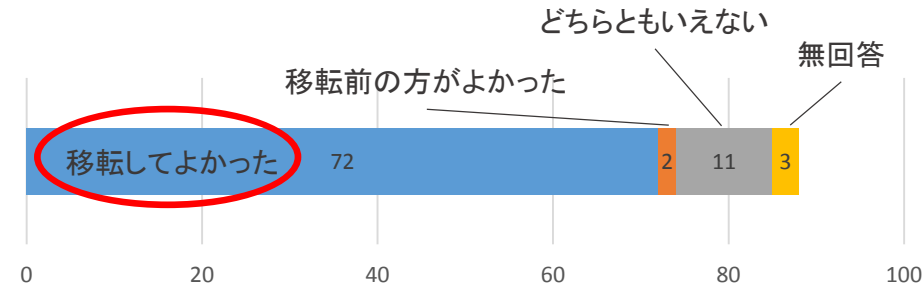
集落移転事業の評価と課題

- 市町村は、保険・医療・防犯等の効率的な行政サービスの提供等を理由に集落移転を実施してきた。
- 移転住民の約7割が移転を評価し、日常生活の利便性の向上や各種公共サービスの受けやすさの改善、自然災害の不安の解消といった点を評価。移転に際しての障壁は、費用負担や集落内の合意形成などが大きい。

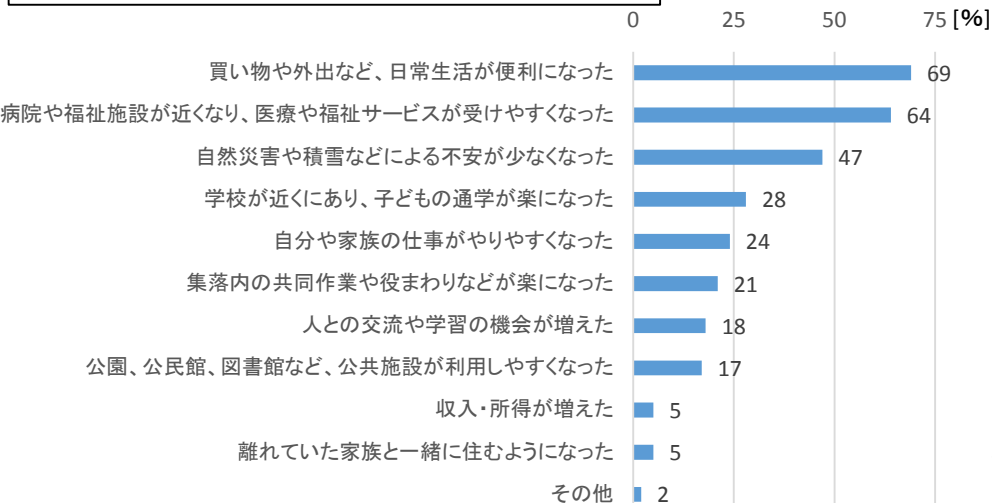
集落移転事業の実施理由・背景



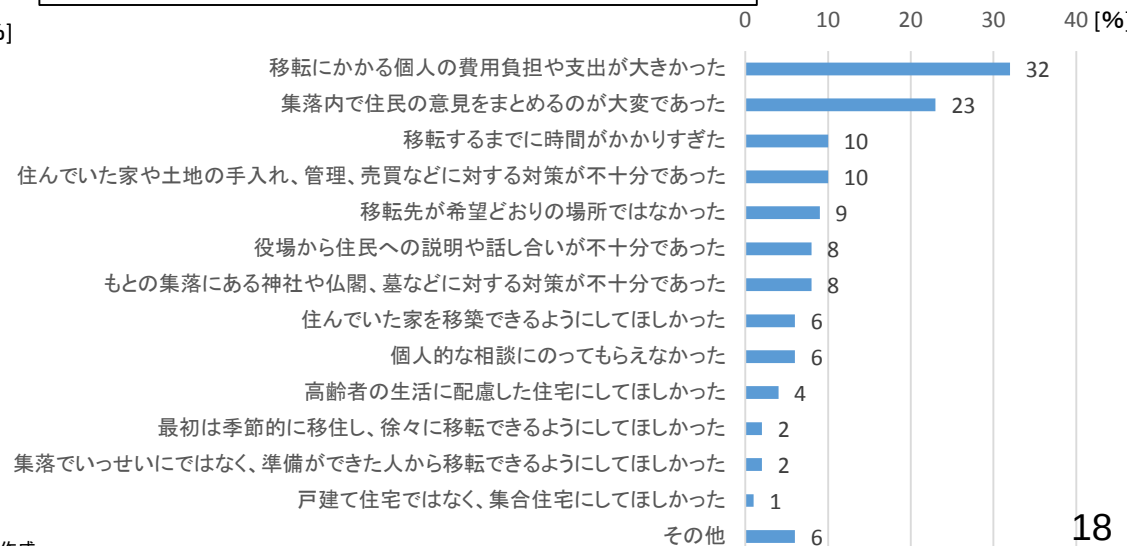
集落移転事業の感想



集落移転をして良かった点(複数回答)



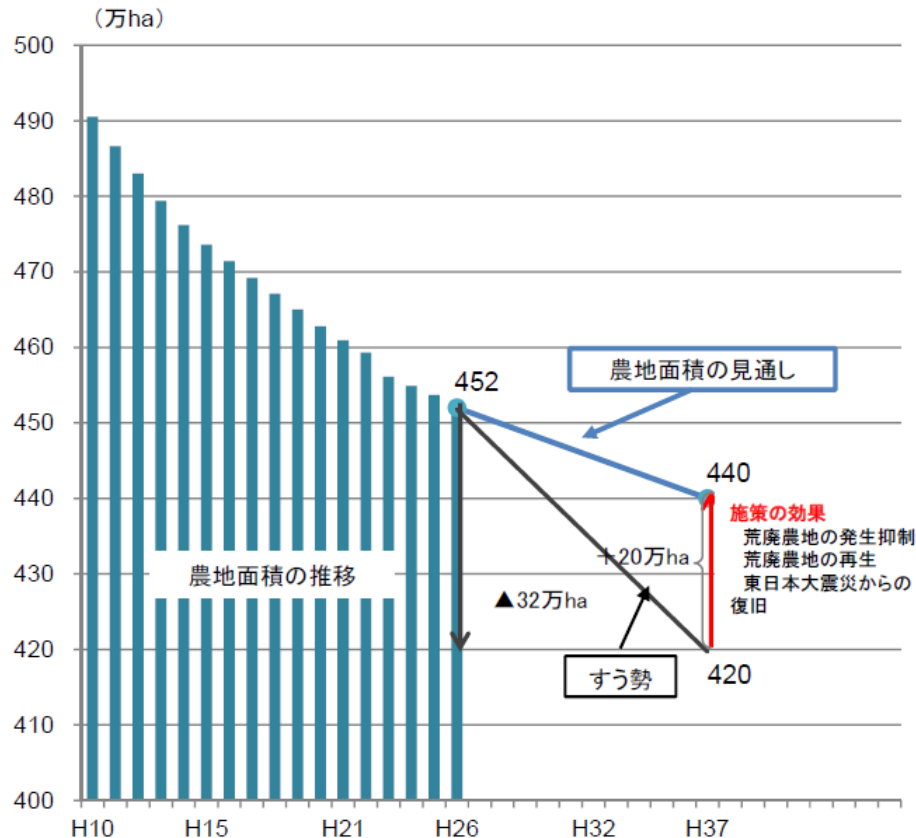
集落移転事業の内容への不満(複数回答)



農地面積・荒廃農地面積・耕作放棄地面積の推移

- 平成37年(2025年)における農地面積の見込みは420万ha～440万ha。
- 荒廃農地面積が平成27年には28万4千ha。 再生利用可能なもの12.4万ha(43.7%) 再生利用困難なもの16.0万ha(56.3%)
- 耕作放棄地面積が増加傾向。 34.3万ha(平成12(2000)年) → 42.3万ha(平成27(2015)年)

○ 農地面積の推移と見通し



資料左: 平成10年から26年の農地面積は「耕地及び作付面積統計」による。

資料右: 農林水産省「農林業センサス」、「荒廃農地の現状と対策」、
「荒廃農地の発生・解消状況に関する資料(農林水産省HP)」をもとに作成

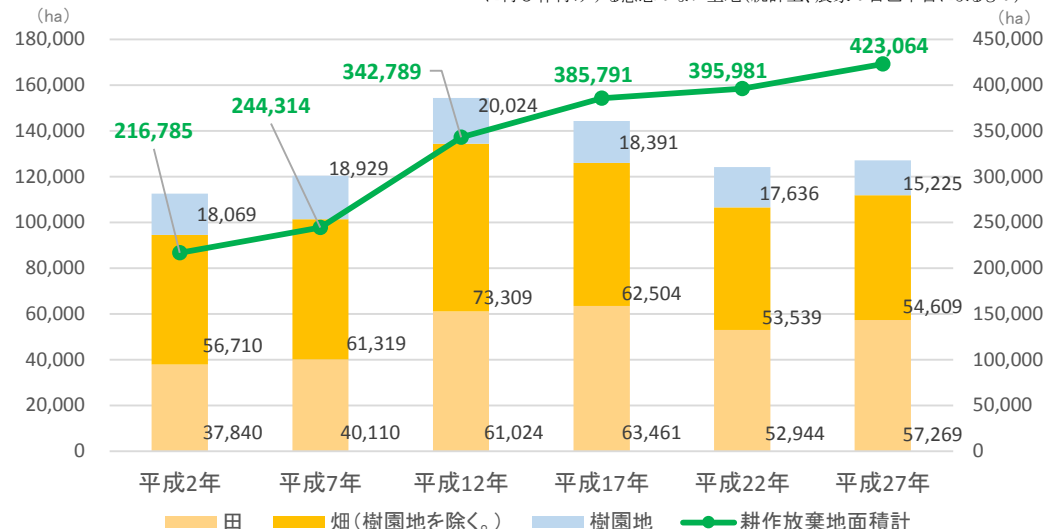
○ 荒廃農地面積の推移

※「荒廃農地」
現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地 (単位: 万ha)

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地
平成20年	28.4	14.9	13.5
平成21年	28.7	15.1	13.7
平成22年	29.2	14.8	14.4
平成23年	27.8	14.8	13.0
平成24年	27.2	14.7	12.5
平成25年	27.3	13.8	13.5
平成26年	27.6	13.2	14.4
平成27年	28.4	12.4	16.0

○ 耕作放棄地面積の推移

※「耕作放棄地」
以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地(統計上、農家の自己申告によるもの)

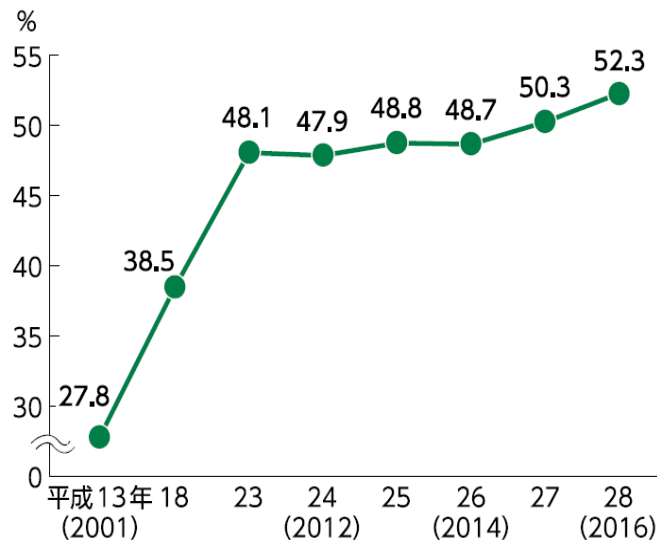


※「田」、「畑(樹園地を除く。）」、「樹園地」は耕作放棄地面積のうち販売農家に係る分を集計

農業の担い手に対する農地集積

- 農業の担い手に対する農地の集積率は、平成13年から23年にかけて上昇後、停滞していたが、26年から再び上昇。北海道では、10ha以上の農業経営体の面積シェアは平成27年には95%。
- 農地バンクによる担い手への農地集積・集約化等により、荒廃農地の発生抑制や再生が図られている。

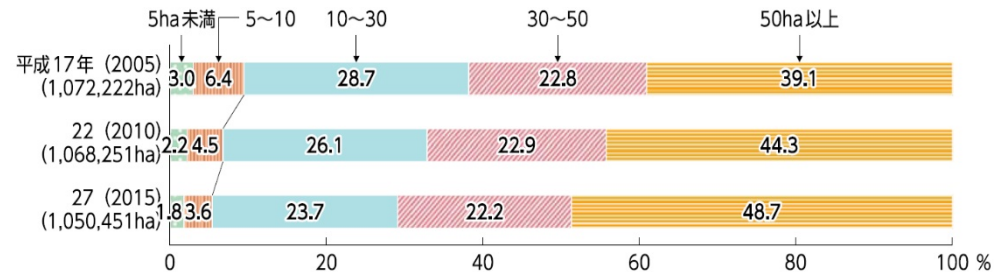
○ 担い手に対する農地の利用集積率



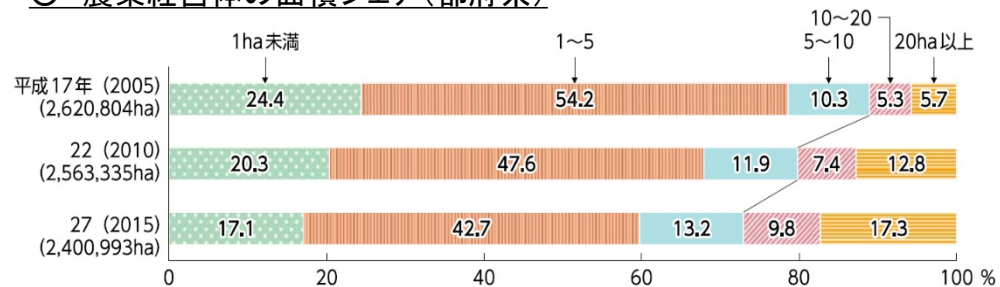
(資料)農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「集落営農実態調査」(組替集計)、農林水産省調べ

※農地中間管理機構以外によるものを含む。※各年3月時点

○ 農業経営体の面積シェア(北海道)



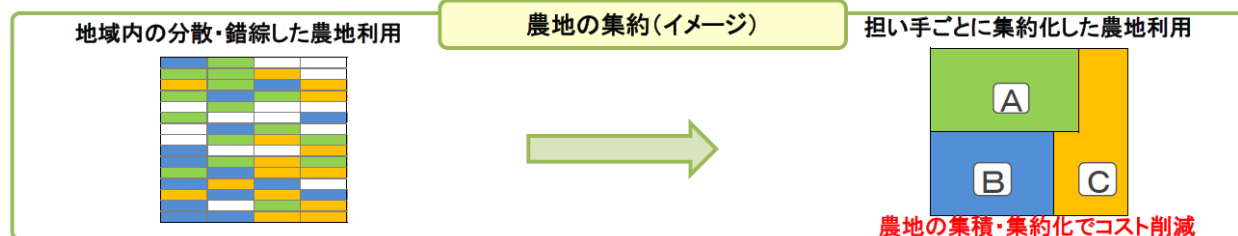
○ 農業経営体の面積シェア(都府県)



(資料)農林水産省「農林業センサス」

出典:農林水産省「平成28年度 食料・農業・農村白書」をもとに作成

○ 農地バンクによる農地の集約



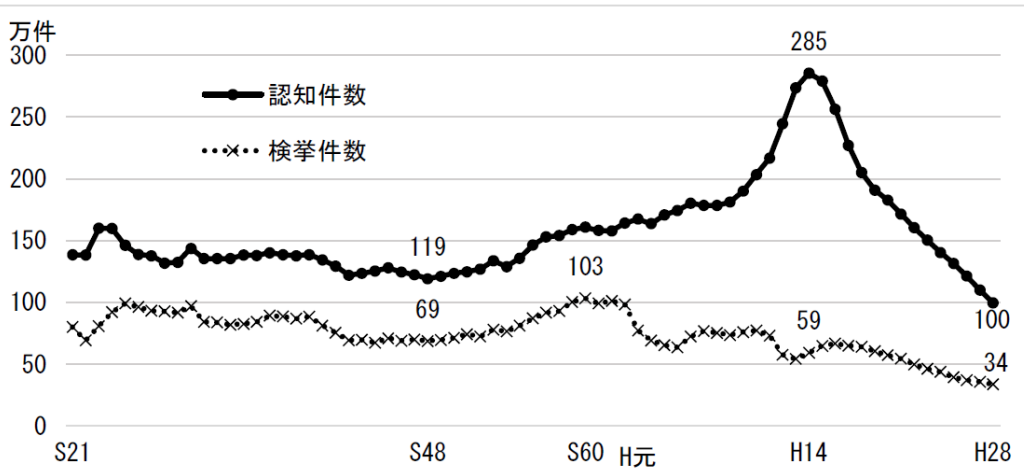
※出典:農林水産省HP「農地中間管理機構の制度や実績等」より作成

治安・防災

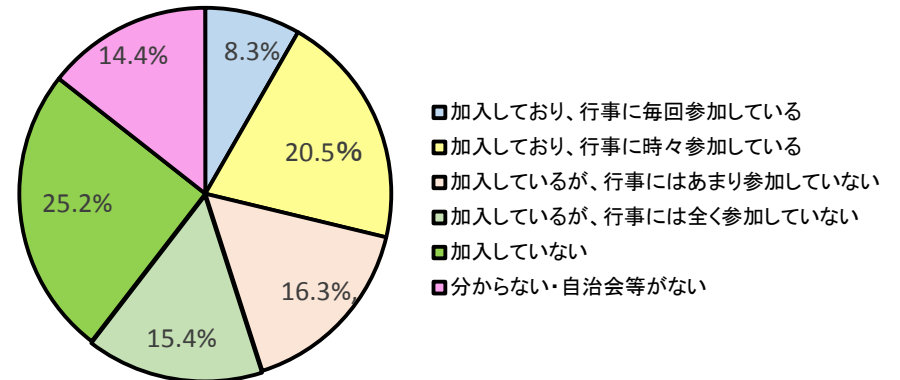
新たな形態の犯罪の増加

- 刑法犯の認知・検挙件数は減少傾向。
- インターネットバンキングの不正送金や特殊詐欺など新たな形態の犯罪が増加。
- 地域のつながりが変容。“人間関係の希薄化が進み、「人からの捜査」が困難に。”(H26警察白書)

刑法犯認知・検挙件数(S21～H28の推移)



自治会等への加入状況・行事への参加状況



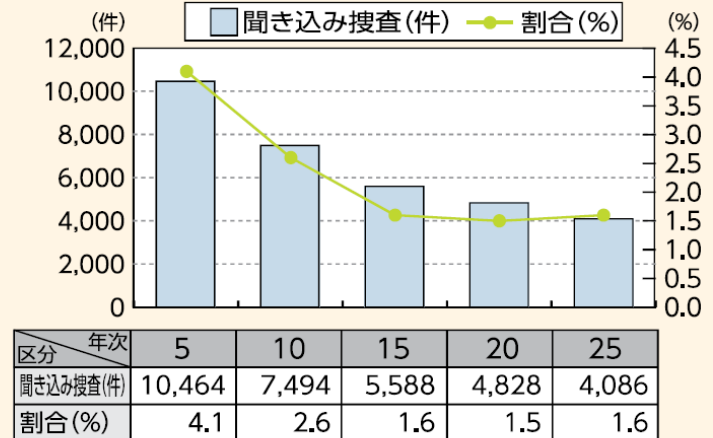
出典: 警察捜査に関する意識調査

インターネットバンキングに係る不正送金事犯の
月別発生件数の推移(平成23～28年)



※出典: 刑法犯認知・検挙件数は警察庁「平成28年の犯罪情勢」。不正送金事犯は警察庁資料から作成

聞き込み捜査を被疑者検挙の端緒とした刑法犯の検挙件数



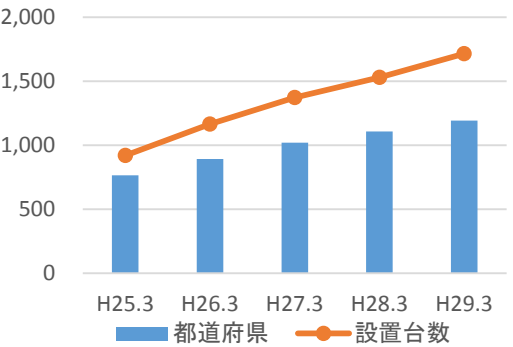
注: 余罪事件及び解決事件を除く

※出典: 国家公安委員会・警察庁「平成26年警察白書」

犯罪捜査・犯罪防止のための手段・協力の多様化

- 警察による街頭での防犯カメラの設置が増加しているほか、駅・空港等の公共の場やコンビニなどにも防犯カメラが設置されており、“防犯カメラ画像は今や警察捜査に欠かせないものとなっている。”(H26警察白書)
- 特殊詐欺の阻止件数が増加。金融機関の協力によるものが多数ある。

警察による街頭防犯カメラの導入台数

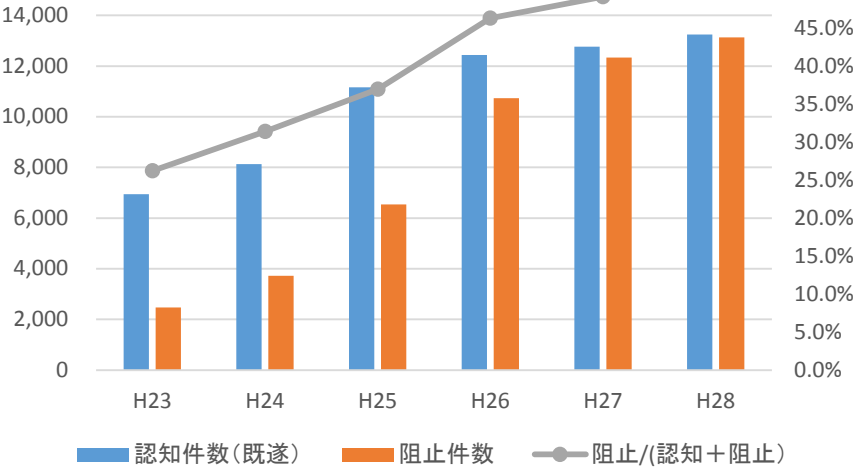


警察による街頭防犯カメラの導入例

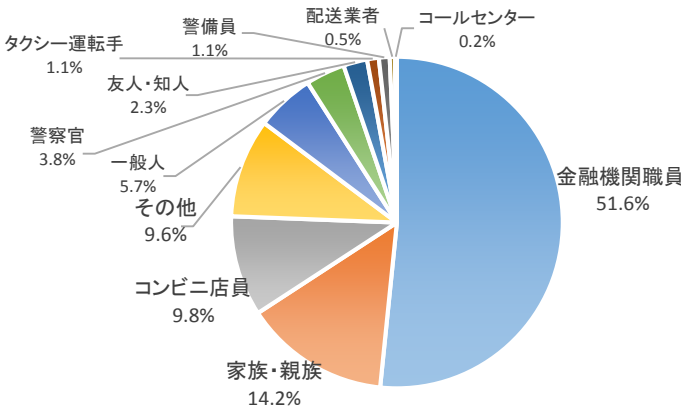
都道府県	設置台数
東京都	195 (H29.5時点)
大阪府	402 (H29.3時点)
千葉県	(50) (H30.7予定)
長崎県	150 (H28.3時点)



特殊詐欺の認知件数及び阻止件数の推移



特殊詐欺の未然防止者割合



重要犯罪罪種・本件・余罪・主たる被疑者の特定の端緒(警察活動)別検挙件数(H28)

区分	特定の端緒 (警察活動)	合計	本件事件				余罪事件					
			防犯カ メラ等 の画像	職務 質問	その他	該当 なし	防犯カ メラ等 の画像	取調べ	その他	該当 なし		
重要犯罪（件）		8,523	6,934	579	681	4,269	1,405	1,589	77	1,190	296	26
	殺人	810	785	14	97	449	225	25	0	22	3	0
	強盗	1,852	1,577	172	202	881	322	275	17	219	38	1
	放火	652	549	26	78	365	80	103	7	80	14	2
	強姦	926	819	37	28	592	162	107	5	59	34	9
	強制わいせつ	4,087	3,026	313	252	1,865	596	1,061	46	801	200	14
	略取誘拐・人身売買	196	178	17	24	117	20	18	2	9	7	0

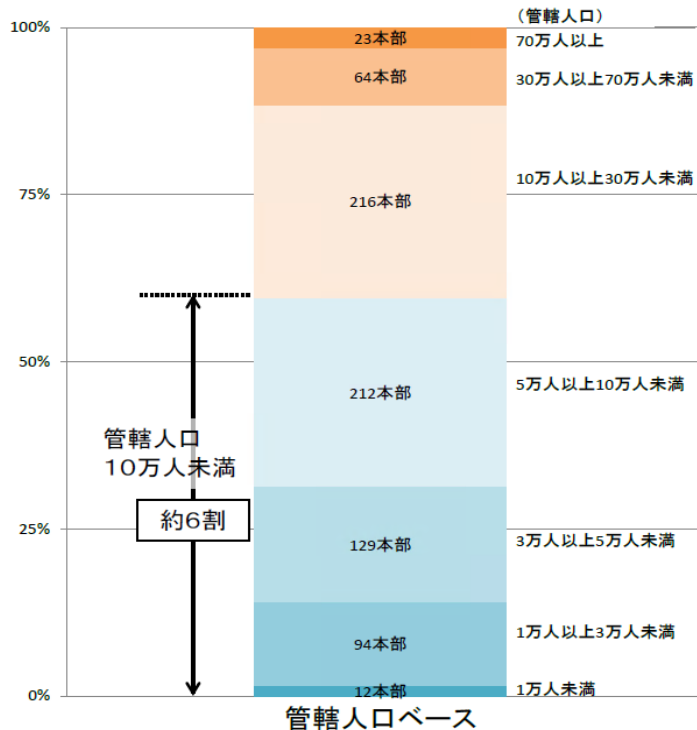
※ 解決事件を除く。

※出典：警察による街頭防犯カメラの設置台数は警察白書及び警視庁・各府県警HP等から作成、街頭カメラの写真は大阪府警HP。端緒警察活動別検挙件数は警察庁「平成28年度の犯罪情勢」。特殊詐欺関係資料は警察庁HP、警察庁資料から作成。

消防の広域化／救急需要の増加

- 消防の機能を維持・強化するために、「消防の広域化」が進行。消防本部数はピーク時の2割減。他方、いまだ管轄人口が10万未満の小規模な本部が全体の約6割を占める。
- 高齢化の進行によって、救急搬送人員数は2035年まで増加することが予想されている。
- 救急搬送に要する時間は、大規模消防本部(人口70万人以上)を除いて、人口規模が小さくなるほど長くなる。

消防本部の規模

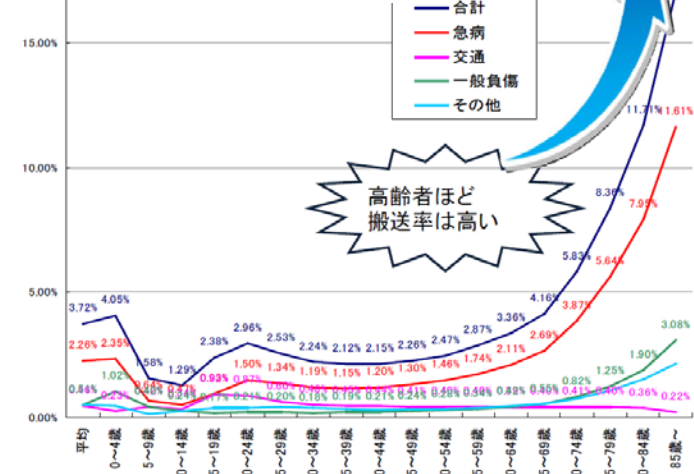


消防本部規模別「消防力の整備指針」に基づく消防車両・職員等の整備率

本部規模	ポンプ車	はしご自動車	化学消防車	救急車	救助工作車	水利	消防職員
70万人以上	96.8	99.1	96.5	93.2	96.5	93.8	91.8
30万人以上70万人未満	88.4	98.3	98.0	94.0	95.1	79.5	79.2
10万人以上30万人未満	91.8	93.7	89.0	92.6	89.4	70.9	74.4
5万人以上10万人未満	93.3	76.9	75.6	95.1	90.6	67.3	67.8
3万人以上5万人未満	96.2	50.8	76.2	97.7	91.0	59.0	64.5
1万人以上3万人未満	99.4	36.1	75.3	98.6	80.6	57.8	63.0
1万人未満	96.3	50.0	50.0	100.0	77.8	52.6	57.8
30万人以上小計	93.2	98.7	97.2	93.6	95.8	86.2	87.0
10万人未満小計	95.0	63.5	76.1	96.4	88.8	63.9	66.1
5万人未満小計	97.3	45.9	76.6	98.1	86.6	58.4	63.8
全計	93.3	86.4	85.7	94.3	91.2	73.6	77.4

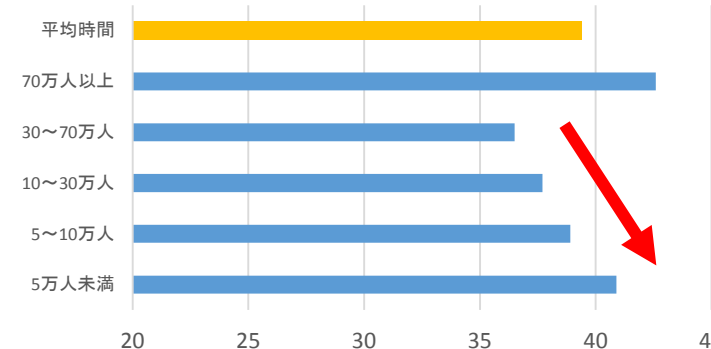
※全体平均よりも整備率が低いものについて網掛けで表示。

年齢階層別 搬送割合



消防本部の人口規模別搬送時間

(覚知から医師引継ぎまでの時間)



首都直下地震・南海トラフ地震の被害想定

- 首都直下地震(M7クラス)、南海トラフ地震(M8～9クラス)の発生確率は、30年以内に70%程度。
- 首都直下地震、南海トラフ地震の被害規模は東日本大震災を上回る。



	死者・行方不明者数	住宅全壊戸数
南海トラフ巨大地震	約32.3万人※ 1	約238.6万棟※ 2 (東日本大震災の約20倍)
首都直下地震	約2.3万人※ 2	約61万棟※ 2 (東日本大震災の約5倍)
(参考) 東日本大震災	22,118人※ 3	12万1,768棟※ 3

※南海トラフ巨大地震は平成25年3月時点のもの、首都直下地震は平成25年12月時点のもの。

※1想定条件は「冬・深夜、風速8m/秒」

※2想定条件は「冬・夕方、風速8m/秒」

※3平成29年3月1日現在

※ 出典：内閣府HP

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

○ 首都直下地震では、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の全域が緊急対策区域として指定されており、緊急輸送ルート、救助・消火活動、医療活動、物資調達、燃料供給、帰宅困難者対応等において、自治体の枠を超えた広域的な対応が必要。

※ 首都直下地震発災時には、避難所生活者数が最大約460万人発生（阪神・淡路大震災約30万人の約15倍）し、東京都区部の避難所は、23区全体で広域的な避難を実施しても、約49万人不足する見込み。一方、多摩地区や近隣3県の避難所には収容力に余剰がある見込み。

救助・救急、消火等

◎1都3県以外の43道府県の広域応援部隊の派遣（最大値）

- ・警察：約1.4万人
- ・消防：約1.6万人
- ・自衛隊：約11万人（※）等

◎航空機450機、船舶330隻

※1都3県に所在する部隊を含む。

医療

◎DMAT（登録数1,426チーム）に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与

◎被災医療機関の継続・回復支援（人材、物資・燃料供給等）

◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送

物資

◎発災後4～7日に必要な物資を調達し、被災都県の拠点へ輸送

- ・飲料水：22万 m^3 （1～7日）
- ・食料：5,300万食
- ・毛布：34万枚
- ・大人/乳幼児おむつ：416万枚
- ・簡易トイレ等：3,150万回分

燃料

◎石油業界の系列を越えた供給体制の確保

◎緊急輸送ルート上の中核SS等への重点継続供給

◎災害拠点病院等の重要施設への要請に基づく優先供給

緊急輸送ルート、防災拠点

◎人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発災時に早期通行確保

◎各活動のための「防災拠点」を分野毎に設定、発災時に早期に確保

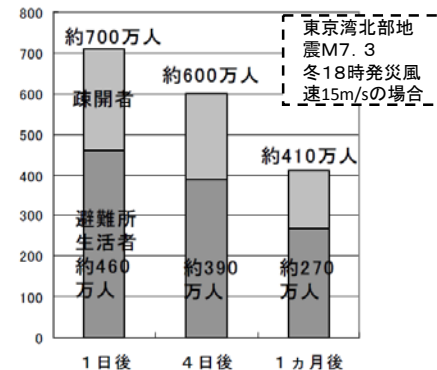
帰宅困難者

◎一斉帰宅の抑制に向けた呼びかけや施設内等における待機

◎一時滞在施設等の活用

◎帰宅困難者への適切な情報提供

避難者に係る被害想定



疎開者：避難所以外へ避難・疎開する人

東京都区部で発生する避難所の不足量

避難所の耐震化率を考慮した場合

【参考】全避難所を利用できた場合

※都区部の避難所生活者数239万人

